



## Hong Kong Regulatory Update – Summer 2025

Robert Lee Law Offices  
(One Asia Lawyers Group メンバーオフィス)  
加来 宗徳

### Sezcurities and Futures Commission, SFC (證券及期貨事務監察委員會): 香港域外から来港する他のライセンス保持者についての規制緩和

SFC は今年 7 月に Circular を発出し、既存の Licensed Corporation あるいは Licensed Provider の海外グループ会社から訪問する他のライセンス保持者が香港にて時限的に itinerant professional として営業活動など規制行為を行う際に、従来これらのライセンス保持者が香港にてサービスを提供できる期間を年間 30 日であったところから 45 日に延長しました。この詳細については [こちら](#) からご確認可能です。

### The Office of the Privacy Commissioner for Personal Data, PCPD (香港個人資料私隱專員公署): コミッショナーによる重大なデータ侵害事案に対する介入案件

PCPD は、医療機関における不適切な情報管理による個人情報漏洩、航空会社のアカウント設定ミスによる個人情報漏洩、香港政府機関の個人情報を含む書類の送付方法が不適切であったが故の個人情報漏洩疑惑、などの案件につき介入を実施、それぞれ PDPO に基づく目的外利用禁止、情報管理体制の構築などの義務違反を認定しました。また総括としてデータセキュリティ管理者の専任と社内ポリシーなどの策定、従業員教育などの提言を行っております。この詳細については [こちら](#) からご確認可能です。

### 重要な立法・法改正

#### Legislative Council (香港特別行政區立法會): Employment (Amendment) Ordinance 2025

雇用条例 (Employment Ordinance (Cap. 57))に基づく継続的雇用(continuous employment)に該当する雇用契約は現在一週間当たり 18 時間以上の雇用契約ですが、これが来年 1 月 18 日より 17 時間に引き下げられます。これにより雇用条例により保護される雇用契約・従業員の範囲が広がります。

#### Government of HKSAR (香港特別行政區政府): 国際調停機構 (International Organisation for Mediation (IOM))創設条約

5 月 30 日に当地において IOM 創設条約が締結されました。この条約によりいわゆる裁判外紛争解決手続における調停の地位が仲裁並みに引き上げられ、そしてこの条約は仲裁判断に関するニューヨーク条約に匹敵する条約となることが期待されています。この条約では IOM の機能、



ONE ASIA LAWYERS

ガバナンス構造、運営、受理事件の範囲、特権および免除などの重要な規定などを網羅的に包含し、それらに法的根拠を与えることを目的としております。この条約の署名により、IOMは署名国の条約批准後に正式に設立され、その本部は香港に所在します。

ご質問等ございましたら担当弁護士、加来宗徳までお問い合わせください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各國の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



加来 宗徳

**Robert Lee Law Offices (One Asia Lawyers Group メンバーオフィス)  
弁護士（香港・NY(USA)）**

2001年に国内で法学修士号を取得したのち、アメリカ・ワシントン大学(St Louis) School of Lawにて Juris Doctor 取得(2008年)。2009年にニューヨーク法(アメリカ)弁護士資格、2016年には香港法弁護士資格を取得。ニューヨークの弁護士事務所等を経て東京および香港の多国籍企業及び大手金融機関にて法務部長・インハウス弁護士として活躍したのち、現在は香港の Robert Lee Law Office にて勤務。企業法務、M&A、金融法、クロスボーダー取引や各種コンプライアンスなどを中心にクライアントをサポートしている。

munenori.kaku@oneasia.legal